

令和4年10月3日

保護者の皆様へ

紀の川市福祉事務所長（公印省略）

### 令和4年10月からの新型コロナウイルス感染症が発生した場合の登園自粛などの対応について

国・県からの通達による新型コロナウイルス感染症対応の変更に伴い、保育所での対応を次のとおりとしますので、お知らせします。

#### ①児童が陽性になった場合

- ・療養期間の登園停止。
- ・有症状、無症状により、療養期間には個人差があります。（別紙1参照）



↑  
和歌山県新型コロナウイルス感染症  
診療・検査・療養等の情報サイト

#### ②同居家族に陽性者が発生した場合

- ・濃厚接触者の自宅待機期間（原則5日間）の登園停止。
- ・接触状況により、待機期間には個人差があります。

※上記①、②の療養期間、待機期間等については  
右記の県情報サイトを参考にしてください。

#### ③同居家族に感染の疑いがある人が発生した場合

- ・同居家族が感染していないことが確認されるまでの間（PCR検査等での陰性確認等）、登園自粛。この間、発熱等の症状が出た場合は、医療機関を受診してください。
- ・PCR検査や抗原検査を受けた場合は、保育所にご連絡ください。

#### ④陽性者が発生した場合のクラス閉鎖等の対応について

- ・最初の陽性者の最終登園日から3日以内に、当該クラスまたは同一保育室から3名以上の陽性者が発生した場合は、休園判断に至った陽性者の最終登園日を0日として、翌日から5日間のクラス閉鎖とします。
- ・発症日や感染経路、接触状況等によって判断し、調整する場合があります。

**※兄弟のクラス閉鎖（他施設を含む）に伴う自粛については、可能であれば上記閉鎖期間中は登園自粛をお願いします。**

#### 【注意事項】

■上記の①②③に該当することになった場合は、保育所にご連絡ください。また、PCR検査・抗原検査を受検した場合やPCR検査・抗原検査で陽性となった場合も、保育所にご連絡ください。

※休日や夜間などに保育所等に連絡がつかない場合は、市役所（Tel0736-77-2511）に連絡してください。

■閉鎖、登園停止、登園自粛期間は、状況によって変動する場合があります。

■発熱（37.5度以上）や体調に変化があった場合は、登園を自粛いただき、医療機関の受診をお願いします。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班  
Tel0736-77-2511（代表）